



# 令和6年度第1回横浜地域地域医療構想調整会議 資料4-1

## 協議：2025プランに関する変更協議と有床診療所のプラン策定

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課

- この資料は、病院の2025プランの変更協議と有床診療所のプラン策定について、協議するため整理したものです。

## 病院の 2025プラン の変更協議

- 1 これまでの2025プランの動向と論点
- 2 病院のプラン変更を改めて協議することに至った経緯
- 3 病院からの報告結果とその態様
- 4 協議がなされなかった要因と課題
- 5 論点 1 -1 今回のプラン変更案件の取扱い  
論点 1 -2 今後のプラン変更に係る協議のあり方

## 有床診療所の プラン策定

- 6 論点 2 有床診療所のプランの策定
- 7 有床診療所のプラン様式（案）
- 8 有床診療所のプラン策定に向けた日程
- 9 本日までご協議いただきたい事項

# 1 これまでの2025プランの動向と論点

病院	有床診療所
<b>1 当初策定（平成29～30年度）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成29～30年度にかけて、<b>病院を対象</b>として、公的医療機関等による「<b>公的医療機関等2025プラン</b>」、民間病院による「<b>2025年に向けた対応方針</b>」（以下合わせて「<b>2025プラン</b>」という）の策定を依頼</li><li>● その後、各病院の2025プランに変更が生じた場合、各地域の地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）で協議していた。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● これまで有床診療所は対象から除外し、病院に策定を求めてきていた。</li></ul>
<b>2 現状（令和4年度～現在）と課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>● この間、2025プランの変更について、しっかりと調整会議にて協議している案件がある一方で、様々な事情により、<b>協議を経ずに2025プラン内容を実質的に変更しているケースが散見された。</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 有床診療所の<b>2025プランの策定について、厚生労働省から度々指示</b>されている。</li></ul>
<b>3 今後の対応（本日の協議事項）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>● そこで、2025プランの変更がある場合は、あらためて変更後のプランの再提出を依頼したところ、<b>69件（既に2025プランを変更済みのケースを含む）の報告</b>があった。</li><li>● このため、<b>2025プランの変更と地域における協議手続</b>について、改めて整理の上、今後の協議・報告手続について協議したい。 <b>（論点1-1・1-2）</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>有床診療所*</b>による<b>プランの策定手続等</b>について協議したい。 <b>（論点2）</b></li></ul> <p>* 県内の有床診療所数：156箇所 （出典：令和5年病床機能報告）</p>

# 病院の2025プランの変更協議

## 2 病院のプラン変更を改めて協議することに至った経緯

- 令和5年度の調整会議において、2025プランを既に変更している医療機関の取扱いが議論となった。
- そこで、2025プランの更新がある場合は、2025プランを再提出していただくよう県から県内全病院あてに通知（令和6年4月30日付け）した。

### （通知の内容）

- ☑ 病床機能の転換や病床数の増減を伴う場合は、各地域の調整会議での協議等が必要になる場合があるので、変更前にプランの提出をお願いします。
- ☑ 提出期限は令和6年5月24日

医企第1190号  
令和6年4月30日

県内各病院 院長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課長  
（ 公 印 省 略 ）

「公的医療機関等 2025 プラン」及び「2025 年に向けた対応方針」  
の変更について（通知）

本県の保健医療行政の推進に日頃から御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域医療構想の推進に当たり、地域の限られた医療資源を有効に活用し、効率よく質の高い医療提供体制を整備するため、医療機能の分化・連携を推進する観点から、各病院から「公的医療機関等 2025 プラン」及び「2025 年に向けた対応方針」（以下「プラン等」）を御提出いただいているところです。

プラン等の内容については変更が可能ですが、特に医療機能の変更、病床機能の転換、病床数の増減を伴う場合は、各地域の地域医療構想調整会議等（以下「調整会議等」）における協議等が必要になる場合があります。

以上のことから、病床機能の転換等に先立ち、必ず変更後のプラン等を別紙記載の提出先に御提出いただくようお願いします。

現時点でプラン等の変更を具体的に検討されている場合は、今年度の調整会議等での協議の関係上、令和6年5月24日（金）までに御提出いただくようお願いします（同日以降に提出せざるを得ない場合は、提出先担当者に連絡いただき、提出後の調整・変更の取扱いについて、御相談してください）。

なお、現在、厚生労働省において、2040 年頃を見据えた新たな地域医療構想の検討が進められており、今後、新たにプラン等の策定を依頼する可能性もありますので、その際は御協力いただきますようお願いいたします。

(別添)

〇〇病院  
公的医療機関等2025プラン

平成29年 ○月 策定

## 【基本情報】

①医療機関名／②開設主体／③所在地／④許可病床数  
／⑤稼働病床数／⑥診療科目／⑦職員数

## 【1 現状と課題】

①構想区域の現状／②構想区域の課題／③自施設の現  
状／④自施設の課題

## 【2 今後の方針】

①地域において今後担うべき役割／②今後持つべき病床機  
能／③その他見直すべき点

## 【3 具体的な計画】

①4機能ごとの病床のあり方（現在→2025年度）／②年  
次スケジュール／③診療科の見直し／④その他の数値目標

## 【4 その他】

自由記載欄

# 参考：民間病院の「2025年に向けた対応方針」の記載内容

2025年に向けた対応方針							
作成日							
医療機関名称				開設者			
所在地							
医療機関の現状							
病床種別		一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計
	許可病床数						0床
	稼働病床数						0床
病床機能 (2018年)		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中	計
	許可病床数						0床
	稼働病床数						0床
診療科目							
職員数							
指定・届出等の 状況 (指定を受けているもの、届出をしているものに○)	救急病院	緩和ケア病棟	地域包括ケア 病棟(病床)	回復期リハビリ テーション病棟	在宅療養支援 病院	在宅療養後方 支援病院	
		( 床)	( 床)	( 床)			
自院の特徴、得意分野、特筆すべき事項等							
課題等							
2025年に向けた方針							
病床機能 (2025年予定)	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中	介護施設等	計
							0床
今後地域で担う役割等							

## 【基本情報】

医療機関名称／開設者／所在地

## 【医療機関の現状】

①病床種別（許可・稼働）、②病床機能（許可・稼働）  
診療科目／職員数／指定届出の状況／自院の特徴、得意分野、特筆すべき事項等／課題等

## 【2025年に向けた方針】

①病床機能（2025年予定）／②今後地域で担う役割／  
③病床機能の変更を予定している場合の具体的内容、理由、予定時期等／④診療科やその他の機能の変更、見直し等を予定している場合の具体的内容、理由、予定時期等  
／⑤その他自由記載欄

## 【数値目標等】

病床稼働率／手術室稼働率／紹介率／逆紹介率

## 【他医療機関・介護施設等との連携】

主な受入元／主な退院先／特に力を入れている疾患／入院不可・対応不可の疾患等／連携に関する要望や課題認識等

#### 報告結果 計69件

A **特段の協議を必要としない変更**（変更済のものを含む） 59件

例：急性期→回復期、診療科の追加・廃止、回復期⇔慢性期、稼働病床の増減、  
協議済み案件の修正漏れ、精神科単科病院の新規提出

B **協議が必要な変更で、今後、変更を予定するもの** 7件

例：回復期→急性期、急性期⇔高度急性期、特定の診療科（小児・周産期等）の廃止

C **協議が必要な変更であるが、既に変更済のもの** 3件

例：回復期→急性期、急性期⇔高度急性期、特定の診療科（小児・周産期等）の廃止

#### 態様

- Aは、本来事前調整を行うべきであるが、実質的な支障は少ない。
- Bは、今後協議を行う必要があるが、**案件により、その暇がないものも含まれる。**
- Cは、本来協議すべきものであり、**取扱いについて整理が必要**



### 協議がなされなかった要因

- これまで、**病床機能の変更等の意向がある場合は、予め各地域の調整会議での協議・報告を求めていたが、その取扱いが十分に浸透していなかったことや協議と報告の線引きが明確でなかったことが要因と考えられる。**
- また、**診療報酬改定等の影響等から、調整会議での協議の暇がなく、病床機能等を迅速に変更したいという経営上のニーズも存在する中、調整会議の開催時期は決まっております、病院等の都合と合わないことも一つの要因と考えられる。**



### 課題

- プラン変更に伴う影響は、事案により異なるが、**仮に、既に変更済のもの（7頁のC）は認められ、今後、変更を予定するもの（7頁のB）は認められないといった取扱いでは、公平性の観点から望ましくはないため、次の整理が必要**

◇論点1-1：今回のプラン変更案件の取扱い

◇論点1-2：今後のプラン変更に係る協議のあり方

- 議題(1)の工における議論（機能変更を希望する病院の4機能ごとの病床数に焦点を当てた議論から、必要な対策を地域全体で検討する方向に転換してはどうか）を踏まえ、今回のプラン変更案件については、次のとおり取り扱うこととしてはどうか。

### 今後、変更を予定するもの（7頁のB）

- 医療提供を継続する上で経営上必要なものと捉え、原則として調整会議では、病院の意向を受け止め、情報共有
- ただし、その変更により懸念や課題が見込まれる場合は、予め議論し、その後の経過を見る中で当初の懸念等が顕在化した際は、地域全体で対応策を検討する。

### 既に変更済のもの（7頁のC）

- 本来なら、事前の協議が必要であるが、止むを得ない事情があったものと捉え、一旦、病院の意向を受け止め、情報共有
- その上で、変更による懸念や課題の有無を議論し、その後の経過を見る中で、当該懸念等が顕在化した際は、地域全体で対応策を検討する。

① 病床機能報告により積上げた病床機能の数と、必要病床数との単純比較は困難であり、4機能区分のみの議論では真に不足する機能が明確にならない。このため、**「定量的基準」による病床機能の積上げを再開し、その基準により各病院の病床機能がどのように区分されたのか病院別のデータも含めて共有**する。

- 病床機能報告における病床機能は、引き続き病院の自主的な報告に委ねるため、急性期が過剰傾向となることが見込まれるが、医療機能の充足度に関しては、**定量的基準により、一部回復期と見なして評価を行う。**
- その状態を共有しつつ、**継続的に動向を注視し、地域として取り組むべき課題があれば、地域の病院間で話し合いを行うことを基本的なルール**としてはどうか。

② 次に、**病院が診療報酬の改定に伴う機能区分の変更をはじめとした2025プランの変更を希望する場合は、医療提供を継続する上で経営上必要なものと捉え、原則として地域医療構想調整会議では病院の意向を受け止め、情報共有**

- ただし、その変更により**懸念や課題が見込まれる場合は、予め議論し、その後の経過を見る中で当初の懸念等が顕在化した際は、地域全体で対応策を検討すること**としてはどうか。

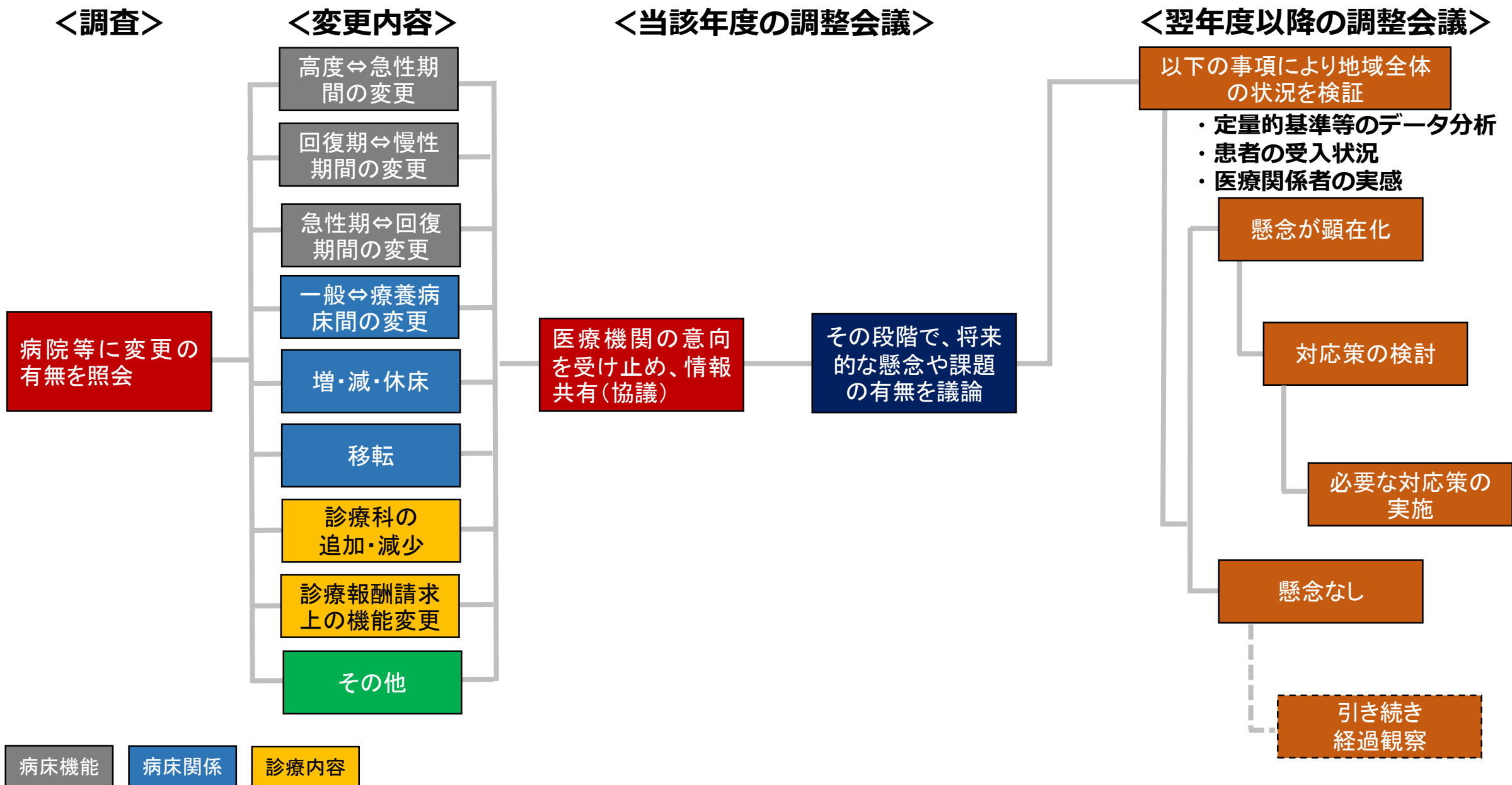
□ **このように、機能変更を希望する病院の4機能ごとの病床数に焦点を当てた議論から、必要な対策を地域全体で検討する方向に転換してはどうか。**

## 5 論点1-2 今後のプラン変更に係る協議のあり方（考え方）

- 地域医療構想調整会議では、様々な議題を議論しており、**在宅医療など医療提供体制上の課題等について協議を行う十分な時間を割けていない実情もある。**
- こうした中、**各回の調整会議で2025プランの変更を協議**するのは、他の協議時間を圧迫し、**現実的でない。**
- そこで、今回のプラン変更（スライド9）を踏まえ、**今後、新たにプラン変更が発生した際には、一部の例外（後述）を除いて、次のとおり取り扱うこととして**はどうか。

### 考え方

- 今後のプラン変更は、**原則として、機能変更等を行う前に第1回目の調整会議（例年8～9月）に集中的に協議**することとし、**毎年度当初に、県から県内病院に2025プランの変更の有無を照会**する。
- 県（医療企画課及び保健福祉事務所）では、**第1回の調整会議に間に合うよう、2025プランの変更案件を一覧として取りまとめる。**
- 第1回目の調整会議では、**病院の意向を受け止めつつ、情報共有**を行うとともに、プランの変更により**懸念や課題が見込まれる場合は、予め懸念や課題を出し合い、調整会議の場で共有**する。
- 翌年度以降、**プラン変更後の経過を見る中で当初の懸念等が顕在化**した際は、調整会議において、**地域全体でその対応策を検討**する。

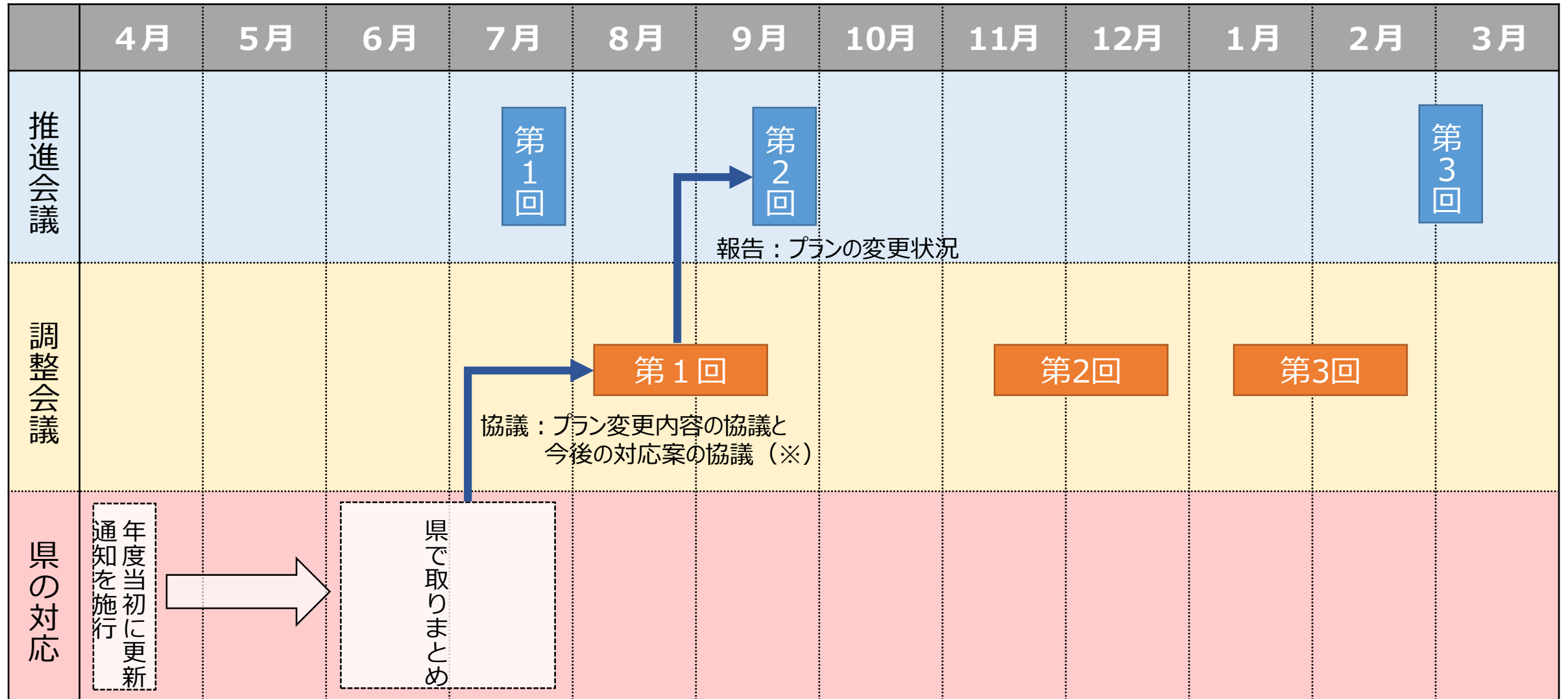


## 5 論点1-2 今後のプラン変更に係る協議のあり方（例外とすべき案件）

- ただし、次のように個別根拠に基づくものは、例外案件として、下記のとおり取り扱いを整理したい。

例外案件	取扱い	理由
病床整備事前協議により配分を受けた病床の機能転換等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則として10年間は転換や病床の増減等ができない。</li> <li>② 10年を経過した後も病床機能や病床数を変更する場合は、事前に各地域の調整会議での協議を必要とする。</li> </ul>	①②の趣旨は病床整備事前協議の要件となっているため。
県の回復期病床転換補助を受けて転換した病床の再度の転換	○ 財産処分制限期間内（＝耐用年数）は引き続き回復期としての病床運用を継続していただく。	県補助金交付規則上、財産処分制限期間内に、回復期から急性期に転換した場合は、目的外使用となり、原則として、補助金返還が必要になるため
事業承継を受けた病床の機能転換	○ 承継後において過剰な病床機能への変更を伴う場合または役割の大きな変更がある場合は、事前に調整会議での協議を必要とする。	「病院等の開設等に関する指導要綱」第7条（適用除外）により、病院を承継する際、過剰な病床機能への転換を伴わない場合で、医療機関としての役割や機能の大きな変更がないことを前提としているため。

# 5 論点1-2 今後のプラン変更に係る協議のあり方（協議のスケジュール）



# 有床診療所のプラン策定



## 課題

- 厚生労働省では、**プラン策定率100%を目標**としており、有床診療所にもプランの策定を求めている。
- 策定率の状況によって、今後の基金配分の際に考慮されることも予測されるため、**有床診療所にもプランの策定を求めていく**必要がある。
- ただし、**単に2025年までのプランの策定を求めても**、診療所から**その必要性に違和感を持たれる可能性**がある。
- 一方、有床診療所では、後継者の有無などが今後の課題となることも想定されることから、**後継者の有無や、医療提供の持続可能性を把握**することも必要ではないか。

## 対応

論点2：**有床診療所の今後の医療提供の見通し等を把握**するため、次の手順で、2040年に向けた有床診療所の見通し等をプランとして策定いただき、**各地域で共有**することとしてはどうか。

- ① 本日の保健医療計画推進会議で了承を得て、次頁の様式で有床診療所に策定を依頼する。  
提出期限 令和6年10月中旬
- ② 策定結果を県で取りまとめ、第2回調整会議（令和6年11月～12月頃）及び第3回保健医療計画推進会議（令和7年3月頃）で共有

# 7 有床診療所のプラン内容について（案）

## ■プラン策定に当たっての基本的な考え方

- 記載いただく事項を可能な限り簡略化し、有床診療所の負担軽減を図る。

## ■プラン内容

### 【基本情報】

医療機関名称、医療機関コード、所在地、担当者名、連絡先

### 【病床の状況】

許可病床数 : 現在、2040年の見込み、変更時期

病床機能別病床数 : 現在、2040年の見込み、変更時期

### 【診療科目】

診療科目（選択式）、診療科目の今後の変更予定（選択式）、変更時期

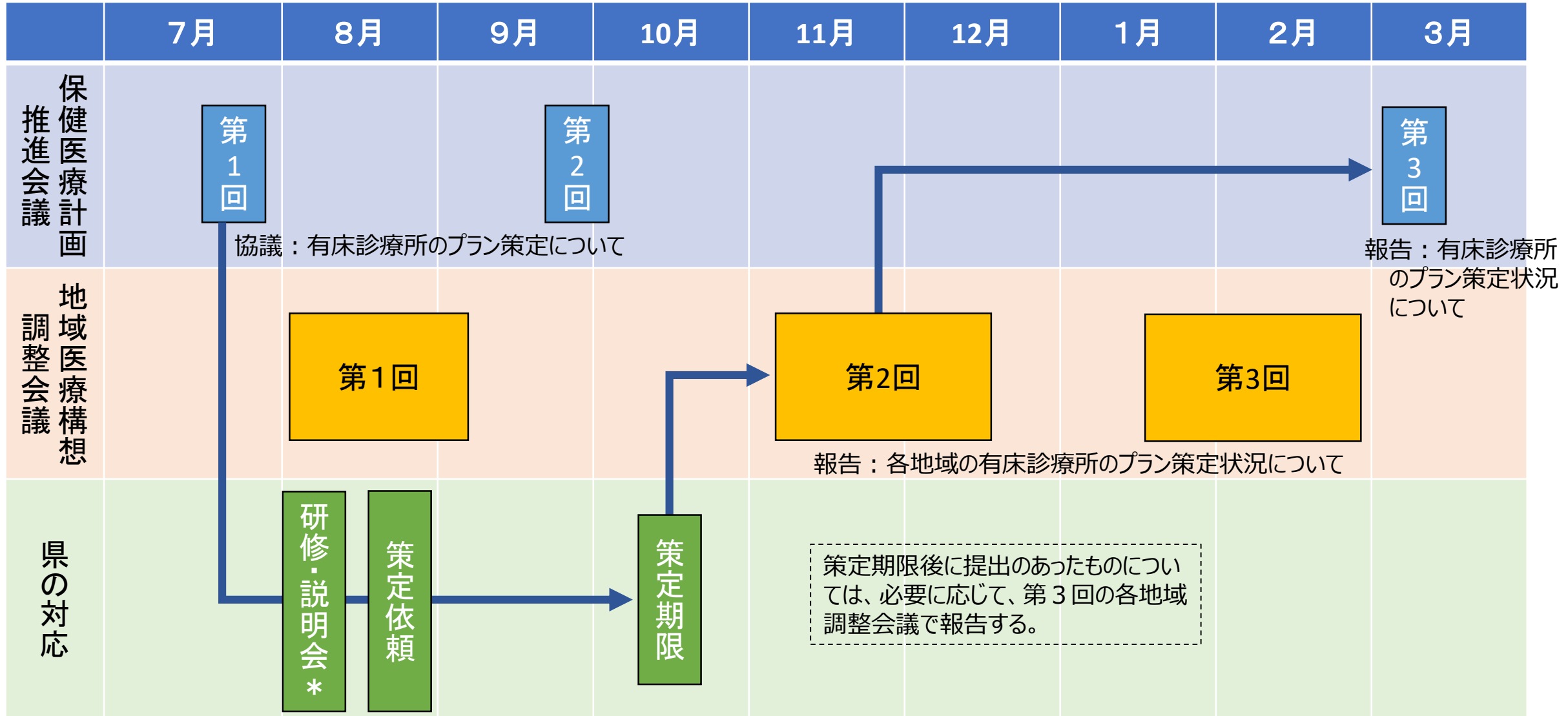
### 【2040年頃に向けた診療継続上の課題等】

課題等の有無（選択式）

▶ 課題あり場合の内容（選択式・一部記述式）

### 【その他自由記載】

# 8 有床診療所のプラン策定に向けた日程（R6年度）



\* 神奈川県医師会との共催で、地域医療構想の研修 + プラン策定の説明会を行う。

# 9 本日まで協議いただきたい事項

## (病院の2025プラン変更協議)

### ◇論点 1-1：今回のプラン変更案件の取扱い（スライド9）

- 議題(1)の工における議論（機能変更を希望する病院の4機能ごとの病床数に焦点を当てた議論から、必要な対策を地域一体で検討する方向に転換してはどうか）を踏まえ、**今回の2025プランの変更は医療機関の意向を踏まえて情報共有**するとともに、**懸念や課題等がある場合は地域全体で対応策を検討**していくことについて

### ◇論点 1-2：今後のプラン変更に係る協議のあり方（スライド11～14）

- 毎年度、事務局（県／保健福祉事務所）でプラン変更を取りまとめ、**原則として第1回目の地域医療構想調整会議で協議**することについて
- 協議に当たっては、**医療機関の意向を踏まえて情報共有するとともに、懸念や課題等がある場合は地域全体で対応策を検討**していくことについて

## (有床診療所のプランの策定)

### ◇論点 2：有床診療所へのプラン策定（スライド16）

- 事務局にてお示しした手順に基づき、今年度中に有床診療所においてもプランを作成することについて